

特別支援教育講演会 発達障害がある子どもへの支援

市教育委員会では、特別支援教育についての理解を深めるための講演会を行います。

学校や家庭生活において、さまざまな困難さを持つ子どもへの効果的な支援について考えてみませんか。

皆様のご来場をお待ちしています。

日時 8月27日(月) 午後2時～4時

会場 福祉センター集会室

講師 明星大学教授 島田博祐氏

定員 先着100人(予約制)

費用無料

申し込み 17日までに電話で学務課教育支援係へ



青梅市シルバー人材センター 労働者派遣事業を開始しました

(公社) 青梅市シルバー人材センターでは、今年度から派遣事業所として、労働者派遣事業を開始しました。

今までご利用いただいていた

「障子の張り替え」、「植木の手入れ」、「除草・清掃」などのほか、仕事の内容によりシルバー会員を労働者として派遣いたします。

き、小さなことでもお手伝いします。私たちの元気を

お役立てください。
※シルバー人材センターで働く会員を募集しています。

お問い合わせ 同事務局 ☎24・8171

第8回青梅市障がい者サポートセンター交流会

市障がい者サポートセンターを利用して

側の一部40台分)とJAX西東京駐車場をご利用ください。

共催 市障がい者サポートセンター交流祭運営委員会

協力 市民生児童委員会 協議会、霞台地区自治会連合会

お問い合わせ 同サポートセンター ☎30・0153

発達障害に関する大人の相談

会場 市障がい者サポートセンター

内容 生活、就労等に関する相談

相談員 臨床心理士 東原千春氏

費用無料

申し込み 電話 ☎30・01

対象 発達障害の疑いがあるまたは発達に偏りがあると思われる成人の方とその家族

※第3月曜日、年末年始を除く

問い合わせ 同サポートセンター、市障がい者福祉課

52で同サポートセンターへ

※第3月曜日、年末年始を除く

障害者施設等作品展示会の 出展希望施設および団体を募集します

12月3日(月)～7日(金)の障害者週間に市役所1階ロビーで「障害者施設等作品展示会」を開催します。

出展を希望する施設および団体を募集します。

お問い合わせ 同サポートセンター ☎30・0153

障害等のある方へ 手当・マル障の所得の見直し時期です

過去に所得制限を超えていたため、心身障害者福祉手当・難病福祉手当・心身障害者(児)医療費助成(マル障)を受けていない方で、所得が下がったなど、新たに受給資格に該当すると思われる方は、申請手続きを

してください。なお、現在受給中の方は、手続きは不要です。

対象者等の内容は、表1のとおりです。

◆心身障害者(児)医療費助成対象者の拡大
表1の対象者が拡大となり、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方は、31年1月1日から心身障害者(児)医療費助成対象となります。

◆いづれも
申請に必要な要件や所得制限の詳細は、市ホームページをご覧ください。

自立センター福祉公開講座 ビーズアクセサリー

日時 8月15日(水) 午後1時30分～3時30分

会場 自立センター

講師 明田川冬子氏

費用無料

申し込み 平日の午前8時30分～午後5時15分

お問い合わせ 同サポートセンター ☎30・0153

市障がい者福祉課

尿検査で何が分かるの？

青梅市医師会健康コラム43

市立総合病院腎臓内科部長 木本成昭

腎臓病や尿路、膀胱などの病気になる前に、診断のために基本的な検査が尿検査です。

簡易的な尿検査では、尿比重、尿蛋白、尿糖、尿潜血反応などを尿試験紙法で検査を行います。

詳しくは、尿蛋白定量や、尿沈渣を顕微鏡で観察して、赤血球数、白血球数、円柱などを検査する方法があります。

尿蛋白は健康な人でも尿中にわずかに出ています。

また、尿試験紙法で尿潜血反応が陽性であっても、顕微鏡で見て尿に血液が混じっているか検査する必要があります。

表1 心身障害者福祉手当、難病福祉手当、心身障害者(児)医療費助成対象者一覧

区分	心身障害者福祉手当	難病福祉手当	心身障害者(児)医療費助成
対象	身体障害者手帳1～4級 愛の手帳1～4度 脳性まひ・進行性筋萎縮症	難病医療費助成の対象疾病に罹患し、原則として「特定医療費受給者証」または「マル都医療券」をお持ちの方	身体障害者手帳1・2級(内部障害は3級を含む) 愛の手帳1・2度
所得制限限度額	※65歳以上で初めて上記に該当した方と所得制限限度額(下表)を超える所得のある方等は対象になりません。		
	扶養親族等の数	所得制限限度額	
	0人	3,604,000円	
	1人	3,984,000円	
2人	4,364,000円		
3人目以降	1人につき380,000円を加算		
所得の見直し月	30年8月以降は、29年中の所得により判定します。		
現在受給中の方(手続き不要)	30年4月～7月分は、8月20日に振り込みます。		

表2 平成30年8月1日からのマル障一部負担金

住民税課税者	マル障一部負担金		1か月あたりの自己負担上限額	
	通院(外来)	1割	14,000円/月 年間上限144,000円/年※1	
住民税課税者	入院	1割	57,600円/月 多数回44,400円/月※2	

※1 計算期間(毎年8月1日～翌年7月31日)において、月の外来療養に係るマル障自己負担額の合計が144,000円を超えた場合、超えた部分を高額医療費として助成します。ただし、加入している健康保険組合等から高額療養費として支給される額については除きます。

※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり上限額が44,400円に下がります。